



令和 5 年 5 月 12 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令」により、
災害応急対策がスムーズに行えるようになります。

災害応急対策を実施する指定行政機関等の車両に係る確認について、災害発生後のみだけでなく、災害発生前においても可能とする等の改正を行う政令を、本日（5月12日（金））の閣議において、以下のとおり決定しました。

I 政令の概要

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 50 条第 2 項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両に係る確認（災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条第 1 項）については、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができることとします。

II スケジュール

5月12日（金）	閣議決定
5月17日（水）	公布
9月1日（金）	施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（総括担当）付 佐々木、藤南

03-5253-2111（代表、内線 51219） 03-3501-5408（直通）